

告 示 第 1 号

令和7年7月25日

鹿児島市・松本市スポーツ交流事業実行委員会
委員長 児 玉 博 史

「鹿児島市・松本市スポーツ交流事業」鹿児島市交流団派遣業務委託契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

「鹿児島市・松本市スポーツ交流事業」鹿児島市交流団派遣業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

「鹿児島市・松本市スポーツ交流事業」鹿児島市交流団派遣業務

(2) 派遣先

長野県松本市

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

(4) 業務の概要

「鹿児島市・松本市スポーツ交流事業」における鹿児島市交流団を長野県松本市へ派遣するにあたり、航空券、JR乗車券（新幹線）、福岡市営空港線、宿泊、食事、保険の手配を行うもの。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 納期の到来している市税を完納していること。
- (4) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) 本公告日において、旅行業法（昭和27年法律第239号）第5条で規定する旅行業者登録簿に旅行業法施行規則（昭和46年省令第61号）第1条の2で規定する第1種旅行業務、第2種旅行業務または第3種旅行業務を取り扱う者として登録されている者であること。
- (9) 令和2年度以降に官公庁において、旅行業務を取り扱った実績を有している者であること。
- (10) 本公告日において、鹿児島市内に事務所又は営業所を有している者であること。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本委託業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。
 - ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1）
 - イ 印鑑証明書
 - ウ 本市が発行した市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）
 - エ 制限付き一般競争入札参加資格審査等確認書（様式第2）
 - オ 官公庁発注の旅行業務実績調書（様式3）
- (2) 申請等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。

- (4) 提出書類は、提出日現在で作成すること。
- (5) 申請書等の印は、必ず実印を押印すること。
- (6) 提出部数 各 1 部

4 入札参加資格審査申請書等の交付及び受付期間等

- (1) 交付及び受付期間
令和 7 年 7 月 25 日（金）から 8 月 6 日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）
- (2) 交付及び受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）
- (3) 提出方法
直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (4) 交付及び受付場所並びに問い合わせ先
鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
鹿児島市観光交流局スポーツ課（みなと大通り別館 5 階）
電話 099-808-7504

5 仕様書等の閲覧及び質疑応答

- (1) この契約の仕様書等は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
公告日から令和 7 年 8 月 6 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - イ 閲覧時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）
 - ウ 閲覧場所
鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
鹿児島市観光交流局スポーツ課（みなと大通り別館 5 階）
 - エ その他
仕様書等は、公告日から令和 7 年 8 月 6 日（水）までの間、本市ホームページにおいても閲覧に供する。
- (2) 仕様書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載し、電子メールで送付すること。
なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。
 - ア 受付期間
公告日から令和 7 年 7 月 31 日（木）正午まで
 - イ 受付電子メールアドレス
spo-shinko@city.kagoshima.lg.jp
- (3) (2)に対する回答は、質問を受け付けた日から 3 日（土曜日及び日曜日を除く。）以内

に本市ホームページ上に掲載し、その期間は掲載の日から令和7年8月19日（火）までとする。

6 入札参加資格の審査及び通知等

入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年8月13日（水）までに通知する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年8月20日（水）午後1時30分から

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市みなと大通り別館5階502会議室

9 最低制限価格

設定しない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

(2) 契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

11 入札方法

(1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回までとする。

12 入札の無効に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした者のし

た入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 入札金額を訂正した入札書による入札

オ 複数の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状（様式あり）を提出すること。

(3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び入札に関する無効事項に該当する入札をした者は、その後の再度の入札に参加するができないものとする。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、取替え又は撤回をすることはできない。

1.4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内において、最低の価格で入札した者を落札者とする。